

いわき市いじめ防止基本方針

平成 2 9 年 4 月

いわき市・いわき市教育委員会

目 次

【はじめに】	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
1 いわき市基本方針策定の目的	1
2 いじめ防止対策の基本理念	1
3 いじめの定義	2
4 いじめについての適切な理解	3
5 いわき市基本方針における「学校」の範囲及び「児童生徒」「子ども」等の定義	3
6 いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
第2章 いじめの防止対策のために市、市教育委員会及び学校が実施する施策	5
1 いじめ防止対策のための組織の設置	5
(1) いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部	5
(2) いじめ問題対策委員会	5
(3) いじめ問題調査委員会	5
2 市の取組	6
(1) 子どもの権利尊重に関する意識の醸成	6
(2) 児童虐待防止体制の整備	6
(3) 子どもの健全育成	6
(4) 子育てに関する相談・情報提供の充実	6
(5) 生活習慣の基礎づくりに向けた支援	6
(6) 家庭教育の推進	6
(7) 思春期における保健対策の推進	7
3 市教育委員会の取組	7
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	7
(2) いじめの対応に関すること	7
(3) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携	7
4 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) いじめ根絶チームの設置	8
(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組	9
第3章 重大事態への対処	13
1 重大事態に関する調査及び対処	13
(1) 重大事態の意味	13
(2) 重大事態の報告	13
(3) 調査の趣旨及び調査主体	14
(4) 調査を行うための組織	14
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	14
(6) その他の留意事項	16
2 調査結果の提供及び報告	16
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	16
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16

いわき市いじめ防止基本方針

(いわき市・いわき市教育委員会)

【はじめに】

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめを防止するためには、市民全員が子どものいじめの問題に関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子どもたち自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

近年、スマートフォンの普及に象徴される情報化の進展など、子どもを取り巻く生活環境は急速に変化しており、インターネットを介した非行やいじめなど、子どもをめぐる問題は、複雑化・深刻化しています。また、核家族化や少子・高齢化の進行、地域との結びつきの希薄化の進行など、社会環境も変化していることから、問題行動等の形態も多様化しています。

このような背景を踏まえ、いわき市においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いわき市いじめ防止基本方針」（以下「いわき市基本方針」という。）を策定します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いわき市基本方針策定の目的

法第12条の規定に基づき、いわき市の実情に合った、いじめの防止等のための対策（以下「いじめ防止対策」という。）を総合的に推進するために策定する。

2 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることを鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市及び市教育委員会、学校、関係機関、関係団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

- (4) 子どもの健全育成のために、公民館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会等を活用した取組を進めるとともに、いじめや不登校への対策、非行防止活動など、関係団体との連携により、安全・安心な地域社会づくりに努める。

3 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、本市はこれを踏まえて取り組むものとする。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周囲の状況等を客観的に確認しながらも、被害児童生徒本人がそれを否定する場合が多々あること、インターネット上での悪口など、行為の対象となる児童生徒本人が苦痛を感じるに至っていない場合もあることなどを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

また、「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用するものとする。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を強要されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に苦痛を感じさせてしまったようなときなどは、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- 金品を強要される

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめについての適切な理解

いじめの理解に当たっては、いじめの背景を的確に把握するとともに、次の各点に十分に留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努める。

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなりうる。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (3) 「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わる。
- (4) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序、仲間意識に起因する排他性、人間関係の序列化など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- (5) 発達障がいのある（もしくは可能性のある）児童生徒や特別支援学級に在籍している児童生徒が、いじめを受けたり、無意識にいじめを行ったりする場合があります。配慮が必要である。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちを相手にうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を理解する認識を持ちにくいこともあるので、これらの点に十分に留意する必要がある。

5 いわき市基本方針における「学校」の範囲及び「児童生徒」「子ども」等の定義

いわき市基本方針における「学校」は、「いわき市立小学校及び中学校条例」（昭和41年10月1日いわき市条例第38号）に規定する学校とする。

また、いわき市基本方針における「児童生徒」は、上記の学校に在籍する児童又は生徒とし、「子ども」は、18歳に満たない者とする。「保護者」とは「児童生徒」又は「子ども」の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

6 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止

- ① 学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むとともに、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を覚え、安心して学べる教育環境づくりに努める。
 - ② 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。
 - ③ 市及び市教育委員会は、いじめ問題への取組の重要性について市民全体の認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を行う。
- (2) いじめの早期発見
- ① いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
 - ② いじめの早期発見のため、市教育委員会及び学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒及び保護者がいじめについて相談しやすい体制づくりに努める。
- (3) いじめへの適切な対処
- ① いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、組織的な対応を行う。
 - ② 犯罪として取り扱われるべき事案や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような事案については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。
 - ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校は組織的な対応を可能とするような体制を整備する。
- (4) 家庭や地域社会の役割
- ① 家庭の役割
家庭教育はすべての教育の出発点であり、重要な役割をはたすものであることから、家庭において子どもに対し、いじめの問題の重要性を認識させるように努める。
 - ② 地域社会の役割
地域社会においては、子どもの健全な育成を支えていくために、公民館、学校等の社会資源及び子どもに関わる活動を行う地域ボランティア、子ども会等の団

体等を活用した遊びなどを通じての仲間づくりや、社会性の醸成が図られるよう努める。

(5) 学校と家庭、地域との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と家庭、地域が連携した対策を推進する。
- ② より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 学校と関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、学校や市教育委員会と関係機関・団体（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から双方の担当者が情報を共有できる体制を構築する。

第2章 いじめの防止対策のために市、市教育委員会及び学校が実施する施策

1 いじめ防止対策のための組織の設置

(1) いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部

いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るとともに、いわき市基本方針に基づくいじめ防止対策を実効的に推進するため、法第14条第1項及び第3項の規定を踏まえ、市教育委員会に「いじめのない・子どもが輝くまちづくり推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

推進本部は、市教育委員会が所管する。

推進本部の本部長は教育長、副本部長は教育部長が務める。構成員は、知識経験を有する者、関係団体の構成員、関係行政機関の職員、その他本部長が必要と認められた者とする。

(2) いじめ問題対策委員会

学校において法第28条第1項に規定する重大事態が発生したとき、法第28条第1項の規定に基づく調査を学校の設置者として市教育委員会が行う場合、調査を実施するため、「いじめ問題対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会は、市教育委員会の附属機関として条例により設置する。

対策委員会は、教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とする。なお、調査を行う場合には、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

(3) いじめ問題調査委員会

市長は、法第28条第1項の規定による重大事態に係る調査の結果について報告を受けて、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため必要があると認めるときは、再調査を行う。

再調査は、「いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）により実施

することとする。調査委員会は、市長の附属機関として条例により設置する。

調査委員会は、教育、法律、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、当該再調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

2 市の取組

「いわき市こどもみらいプラン」に基づき、子ども・子育て支援事業を推進し、総合的に家庭教育や地域社会づくりを支援する。主として次のような施策を展開することで、いじめ防止等に向けた取組に寄与する。

(1) 子どもの権利尊重に関する意識の醸成

「子どもの権利に関する条約」に基づき、子どもの主張を尊重するとともに、子どもを大切に育てる社会をつくるため、子どもの人権に関する啓発等を推進する。

(2) 児童虐待防止体制の整備

育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、可能な限り周囲がサポートできるよう、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、虐待を受けた子どもの保護や、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を推進する。

(3) 子どもの健全育成

公民館、学校等の社会資源及び子育てに関する活動を行う地域ボランティア、子ども会等を活用した取組を進めるとともに、いじめや不登校への対策、非行防止活動など、関係団体との連携により、安全・安心な地域社会づくりに努める。

(4) 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てに関するさまざまな情報をタイムリーに提供できるよう、相談窓口の明確化や子育てに関する情報の一元管理など、子育て家庭が利用しやすい形での情報発信に努めるとともに、より身近な地域や子育て中の保護者同士による気軽な交流の場において、情報交換が図られ、育児スキルの向上や、育児不安の解消ができるよう努める。

また、子育て等の不安や悩みに早期に対応できる相談体制の強化に努める。

(5) 生活習慣の基礎づくりに向けた支援

子どもが正しい生活習慣を身につけるため、妊婦及び乳幼児期の子どもを持つ保護者に対する健康教育の充実を図り、生活習慣の確立に向けた支援を行う。

また、学校・家庭・地域など多様な主体と連携を図りながら、乳幼児の保護者やこれから子どもを持つ保護者になる世代に加え、広く市民を対象とした正しい生活習慣に関する知識の普及啓発を推進する。

(6) 家庭教育の推進

家庭における教育向上のため、子育てサポートセンターや地域子育て支援拠点、保育所、幼稚園、学校、公民館等の関係機関が連携し、子どもの成長段階に応じた家庭教育を推進する。

(7) 思春期等における保健対策の推進

思春期等における問題行動は本人の問題にとどまらず、生涯にわたる健康障がいや次世代への悪影響を及ぼしかねない問題であることを認識し、生命の尊さ(いのちの大切さ)や性に関する正しい知識の普及に努める。また、学校保健、家庭、地域保健、医療等の各分野での連携強化を推進する。

3 市教育委員会の取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

- ① 児童生徒の豊かな情操と道徳性を培い、心の通う望ましい人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒及びその保護者並びに一般市民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。
 - ・「いじめ根絶作文・ポスター・標語作品コンクール」等
- ③ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことのできる体制を整備するとともに、各種相談機関の周知を図る。
 - ・すこやか教育相談
 - ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置 等
- ④ 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。
- ⑤ いじめ防止等に係る各学校の取組状況を点検するとともに、必要に応じて、その充実に向け指導・助言する。

(2) いじめの対応に関すること

- ① 法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対する指導、支援又は調査を行う。
 - ・学校がいじめの事実確認を適切に行うことができるよう、事実確認を行う際の留意点や校内組織の有効活用について、学校への指導・助言を行う。
 - ・学校だけでは対応が困難な事案が発生した場合には、職員を派遣するなどして学校と連携して調査や支援を行う。
- ② いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童生徒の出席停止を命じる等の措置を講じる。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、警察への相談・通報について学校に指導・助言する。
- ④ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーを派遣する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒といじめをした児童生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係する学校が適切に対応することができるよう学校間の連絡・調整を図る。

(3) 家庭、地域及び関係機関・団体との連携

- ① 保護者が子育てに関するさまざまな知識や情報、心構え等について学習する機会の充実を図る。
- ② 保護者に対して、家庭教育に関する分かりやすい情報提供に努め、子育て・家庭教育支援を推進する。
- ③ P T A連絡協議会等の活動に対する支援などにより、学校と家庭の連携によるさまざまな取組を促進する。
- ④ いじめ防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努める。
- ⑤ いわき市青少年育成市民会議のメディア指導員と連携し、児童生徒及びその保護者に対するインターネットの危険性や正しい使い方の啓発・指導の充実を図る。

4 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針、いわき市基本方針を参考にして、いじめ防止等の取組についての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

① 学校基本方針の内容

学校基本方針では、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめ防止等全体に係る内容を定める。

② P D C Aサイクル

より実効性の高い取組を推進するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかについて、第22条の組織を中心に点検するとともに学校評価に位置づけるなどして、定期的に見直すというP D C Aサイクルを学校基本方針に盛り込む。

③ 児童生徒の参画

学校基本方針の策定に際しては、児童生徒とともに学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参画が確保できるよう留意する。

④ 学校基本方針の公表

策定した学校基本方針については、学校基本方針概要版を保護者に配付したり、学校基本方針をホームページで公開したりするなど、地域や保護者等に公表する。

(2) いじめ根絶チームの設置

法第22条の規定に基づき、各学校は、「いじめ根絶チーム」を設置する。

① いじめ根絶チームの役割

いじめ根絶チームは、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる。具体的には、次のようなものが考えられる。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中心となる。

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。

オ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

② いじめ根絶チームの構成員

いじめ根絶チームは、基本的に、管理職や生徒指導主事、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーなどの構成により、内容・案件に応じて、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する取組

① いじめの防止

ア いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っておく。また、児童生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ、いじめを生まない雰囲気为学校全体に醸成するよう努める。常日頃から、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなど、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手立てを講じる。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりに努める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりに努める。

オ 教職員の認識や言動

教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒に

よるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立化させ、いじめを深刻化する要因となることを深く認識しなければならない。

また、発達障がいのある（又は可能性のある）児童生徒の特性について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たることができるよう、教職員の共通理解と資質能力の向上を図る。

カ 自己有用感と自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らすため、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

キ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせやいじわるであっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

なお、これら児童生徒主体の取組は、教職員主導で児童生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることが危惧される。教職員は、全ての児童生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

② いじめの早期発見

ア 基本的な姿勢

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

イ 実態の把握

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のチェックシートを活用するなど、家庭と連携し

て児童生徒を見守る手立てを講じる。

ウ 相談体制の整備

児童生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、相談体制を定期的に点検する。

オ その他

休み時間や放課後などの児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして、児童生徒一人一人の生活状況や悩み、交友関係の丁寧な把握に努める。

③ いじめに対する措置

ア 基本的な姿勢

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、他の児童生徒の目に触れないよう、聴き取りの場所や時間等に慎重な配慮を行う。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校のいじめ根絶チームに直ちに伝え、組織全体で情報を共有する。その後、いじめ根絶チームが中心となり、速やかに関係児童生徒から情報を聴き取るなどして、事実確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所管警察署と相談して対処する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

いじめが解決したと思われる場合でも、いじめられた児童生徒や保護者の心情に十分に配慮し、継続的に注意深く見守り、折りに触れ必要な支援を行う。

エ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒が複数いる場合、事実関係の聴き取りは、同時刻にかつ個別に行う。いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、以後の対応への協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

オ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

カ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。その際、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

④ その他の留意事項

ア 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

イ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効

率化を図る。

ウ 地域や家庭との連携

学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態に関する調査及び対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項第1号において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

(4) 調査を行うための組織

市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設置する。市教育委員会が調査を行う場合は、対策委員会が調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うもの」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

市教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行うことが必要である。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者

と今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの機関や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、推進本部の本部長は、事案に応じて適任と思われる者を指名する。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特

別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校においても、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項により行った調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、市教育委員会においては、学校と連携の上、いじめた児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又は保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- ① 学校又は市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、説明する。その際、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ② 調査結果については、市教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より市教育委員会に報告し、市教育委員会を通じて）、市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 調査委員会

市教育委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるとき、市長は調査委員会（市長の附属機関）により再調査を行う。

調査委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法を決定し、適切に調査を行うものとする。また、市長は調査委員会による調査結果を受けて、調査により明らかとなった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報提供にあたっては、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

② 調査委員会の調査の結果を踏まえた措置

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防

止のために必要な措置を講じる。